⑵　工事内容
施設名称　東京国際空港新貴賓室
建物規模　構　　造：鉄骨造一部鉄筋コンクリート造／地上１階、地下１階建
建築面積：2,520.61㎡／延べ
面　　積：1,750.51㎡
施設名称　制限区域内化粧室
建物規模　構　　造：鉄筋コンクリート造／平屋建
建築面積：34.68㎡／延べ
面　　積：20.16㎡
施設名称　制限区域外化粧室
建物規模　構　　造：鉄筋コンクリート造／平屋建
建築面積：90.00㎡／延べ
面　　積：78.75㎡
工事内容　新築工事　一式
外構工事　一式
建築付帯電気設備工事　一式
建築付帯機械設備工事　一式
⑶　工事場所　東京都大田区羽田空港内
⑷　工期　契約締結日の翌日から平成32年６月30日まで
２　資格審査申請書の受付期間及び受付場所
⑴　受付期間　平成30年７月２日から平成30年８月１日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後５時まで
⑵　受付場所　〒102―0074 東京都千代田区九段南１―１―15九段第二合同庁舎　国土交通省東京航空局総務部契約課契約係　ＴＥＬ03―6880―1505
３　特定ＪＶの構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数　構成員の数は、２社又は３社とする。
⑵　構成員の資格、技術的要件　すべての構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。
①―１　単体又は特定ＪＶ、経常ＪＶの代表者にあっては、平成15年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、次に掲げる基準をすべて満たす「施工実績１」の実績を有すること。ただし、共同企業体として施工した実績については、甲型協定書により締結した共同企業体の構成員の場合は、出資率が20％以上の場合の実績に限る。また、乙型協定書により締結した共同企業体の構成員の場合は、その工事で分担した工事内容の実績に限る。（経常建設共同企業体の実績にあっては、すべての構成員が、平成15年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。）。
【施工実績１】
・構　　造：鉄骨造
・工事種別：建築物の新築（躯体・外装・内装を含む建築一式工事）
・工事規模：延べ面積1,750㎡以上
・建物用途：美術館、博物館又はこれに準ずる施設
①―２　特定ＪＶ、経常ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、平成15年４月１日以降に、元請として完成・引き渡しが完了した、「施工実績２」の要件を満たす工事の実績を有する者であること。（元請としての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合に限る。）なお、当該実績が国土交通省の発注した工事である場合は、工事成績評定の評価点が65点未満である者を除く。
【施工実績２】
・構　　造：鉄骨造
・工事種別：建築物の新築（躯体・外装・内装を含む建築一式工事）
・工事規模：延べ面積1,400㎡以上
・建物用途：美術館、博物館又はこれに準ずる施設
②　建設業法（昭和24年法律第100号）の建築工事業につき、許可を有してからの営業年数が５年以上の者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有してからの営業年数が５年未満の者であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
③　建設業法の建築工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置することができる者であること。
⑶　構成員の組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
①　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
②　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
③　平成29・30年度国土交通省一般（指名）競争参加資格「建設工事（建築工事業）」に格付けされた東京航空局における競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東京航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
④　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
但し、③の再認定を受けている者を除く。
⑤　当該申請書の提出期限から開札日までの間に、東京航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付け、空経第386号）」に基づく指名停止を受けていない者であること。
⑥　警察当局から、国土交通省に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑷　代表者の要件　代表者の要件は、次の各号の要件を満たすものとする。
①　構成員中最大の施工能力を有する者とする。
②　等級区分の異なる構成員により結成する場合は、最上位の等級区分に決定されている者とする。
③　出資比率が、構成員中最大である者とする。
⑸　有効期間　特定ＪＶの有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。
①　契約の相手方となった者　競争参加資格が有ると決定したときから請負代金の完成払をしたときまで
②　契約の相手方とならなかった者　競争参加資格が有ると決定したときから契約の相手方が確定したときまで
４　資格審査申請書類　以下に掲げる書類を２⑴の受付期間中に提出すること。持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着。）すること。
⑴　一般競争参加資格審査申請書
⑵　経営事項審査結果通知書の写し
※平成29・30年度の競争参加資格審査の申請において用いたものに限る。
⑶　特定建設工事共同企業体協定書の写し
⑷　委任状
５　資格審査結果の通知
⑴　本工事の特定ＪＶ希望者は、上記４に掲げる資格審査のほか、本工事の入札公告３⑶に掲げる資格審査に係る申請書類を提出し、東京航空局長の確認を受けなければならない。
⑵　資格審査の結果は、本工事の入札公告にかかる確認通知期限までに特定ＪＶ資格認定通知書により通知する。
⑶　本工事の入札公告２⑶の認定を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶもこの申請をすることができるが、開札日までに本工事の入札公告２⑶を満たしていることを条件として特定ＪＶでの資格認定を通知する。
ただし、当該通知を受けた者が特定ＪＶとして入札に参加するためには、開札日までに本工事の入札公告２⑶の条件を満たし、上記４の資格の認定を受けていなければならない。
６　その他
⑴　特定ＪＶの名称は、「東京国際空港新貴賓室新築工事　○○・▼▼（会社名等）特定建設工事共同企業体」とすること。
⑵　特定ＪＶの資格審査申請をする者は、併せて入札公告にかかる競争参加資格の確認を受ける必要があることから、当該入札公告の指示に従い、別途申請手続きを行うこと。
⑶　申請手続について不明な点があれば、次に照会すること。２⑵に同じ